

札幌市立小野幌小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1. 「いじめ防止基本方針」の策定について

学校は、子どもの命に係る重大事態に発展するおそれがあるいじめの防止を、重要課題の一つとして認識して実施する責任がある。いじめ防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、「いじめは絶対に許されない」という大原則の下、いじめを生まない対人関係を構築できる学校教育を様々な領域を通して推進していく。いじめ防止の観点には「いじめてしまう子ども（加害）」「いじめられてしまう子ども（被害）」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童を対象とし、いじめに向かわせないための未然防止に積極的に取り組む姿勢を全職員で共有する。

- 児童一人一人の人権を確保するため、本校は、保護者、地域住民、関係機関、諸団体との連携を図り、いじめ防止に全力で取り組む。
- いじめの事実が発覚した場合は、いじめられた児童を守ることを第一に考え、「迅速・誠実」をモットーに、最優先事項として組織的に対応する。
- いじめ解決後も、当該児童と関係児童等の人間関係を見守るアフターケアを行い、再発防止を徹底し、児童を守り抜くことを教職員全員へ徹底する。

本方針は、いじめ防止対策基本法（H25年法律第71号）第13条、重大事態の調査に関するガイドライン（H29年3月）、令和5年11月30日付け札教児第478号の通知、令和6年3月6日付け札教児第647号の通知に添付した「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）」を踏まえ、小野幌小学校のすべての児童が安心して、楽しく充実した生活が送れるよう、いじめ防止を目的に策定する。

※いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

2. いじめ防止等のための対策

1 児童に対して

- ・わかる授業、全員が参加・活躍できる授業を行い、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・「学習ルール」を身に付けさせ、落ち着いた環境の中で学校生活を送れるようにする。
- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるよう、教育活動全体を通して指導する。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生や職員に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。
- ・児童会活動を通し、子どもたち自らが「いじめを起こさない、いじめを許さない。」意識をもち、主体的に人間関係を形成する活動に取り組む。

2 教員に対して

- ・お互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊心を育む学級経営に取り組む。
- ・児童が安心・安全に過ごせる学級や学校にしていくこと。(居場所をつくる)
- ・児童同士が相談相手になったり、支え合ったりする活動(ピアサポート) ができるよう支援していく。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを、児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつよう努める。
- ・問題を抱え込まず、すぐに管理職へ報告し、いじめ防止対策委員会を開催するなど組織で対応する。

3 学校全体として

- ・学年研修や職員集会などで情報交流・共有を図っていく。
- ・教育相談(年2回実施)を充実させ、いじめの兆候について聞き取りを行う。
- ・年に2回のいじめ調査(6月は本校独自のもの)を実施し、いじめの実態把握と早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・休み時間やクラブ・委員会活動、放課後などで子ども同士の気になる関わりがあった場合には、その場で必ず指導し、その後、**すぐに**担当者や担任に伝える。
- ・「命の大切さをみつめ直す」ことや「いじめ」について全校朝会で取り上げ、学校として「自他ともに互いに大切にしよう」ことや「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・**シャボテンログによる毎日の見取り。チームとしての対応を行う。**

4 保護者・地域に対して

- ・保護者には「小さな子どもの変化」や「いじめのサイン」がないか、常に鋭敏に観察することの大切さや、児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校だより等で伝え、理解と協力を得る。

3. いじめの早期発見

1 基本的考え方

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。
- ・たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- ・学校は、**朝の様子(健康観察)**、**シャボテンログによる心と体の観察**、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

3 継続した指導

- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況把握に努める。
- ・児童の生活の安全、安心を確保し、児童のよさを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・被害者、加害者双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含めた心のケアを行う。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的取組を洗い出して実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4. 校内「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 学校いじめ防止対策委員会の構成員等について

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 構成員については、管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーター、指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長が不在時、教頭または主幹教諭が校長代理として委員会を運営し、校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得ること。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

2 学校いじめ防止対策委員会について

- (1) 学校いじめ防止対策委員会の開催予定日を（スクールカウンセラーの勤務日が決まり次第）行事予定や「年間指導計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、支援プロジェクト会議と**別日**に定例の会議を月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ防止対策委員会を必ず開催する。
- (4) 学校いじめ防止対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

3 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- (2) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行

う。

- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

◆調査・検討時の留意点

- ・事実確認の段階では、安易に善し悪しの判断は避ける。
- ・内容に矛盾がないか、慎重かつ多角的に検討し、**主観ではなく**事実関係を明確にする。
- ・被害者及び通報者の立場になり、子どもを支え守る立場で接する。
- ・当事者以外から情報を得る時は、その本人に迷惑が及ばないように配慮する。
- ・保護者への連絡や相談については、家庭訪問するか来校を願うか判断し、いずれにおいても先入観をもたず、具体的な事実を確認する。

◆事実関係の正確な把握と情報の共有

- ・いじめの状況、いじめの動機や背景、加害者と被害者の子ども像、家族の知っていること、学校の知っていること、他の問題行動との関連等を把握する。
- ・被害者、加害者、校内からの情報、保護者等から聴き取り記録した情報を、事実の経過に沿って共有。憶測、推測は絶対に入れない。
- ・被害者、加害者の理解（強み、資源、苦戦状況等）を正確に行う。

◆指導方針と体制の決定

- ・共有した情報をもとに見立て（アセスメント）を行い指導方針と指導体制を決める。
- ・明確な役割分担を行い、誰が、誰に、いつまでに、何をするのかを決める。
- ・すぐに行うことと、中・長期目標等を明確にする。
- ・被害者の安全、人権、心の安定が最重要なので、状況に応じ加害者との物理的な距離を当面離す場合の具体的な対応・対策を確認する。
- ・保護者に、学校としての見立てや具体的対応策を正確に示し、以降のこまめな情報提供と協力を願う。
- ・必要に応じ、関係機関との連携をはかっていく。

5. いじめの防止等の対処マニュアルの作成について

- (1) 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（市の改定案の第4章）を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- (2) 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

- (3) いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ防止対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。(市の改定案 25 ページの図より)
- (4) 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- (5) アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (6) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

6. 緊急時の対応について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

7. インターネット上のいじめの防止

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

8. 重大事態発生時について

学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

重大事態発生時の対応

(1) 出席停止措置（小中学校）について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、

出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

(2) 就学校の指定の変更や区域外就学について

市町教育委員会において、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、教育委員会と十分に協議する。 ※手続きに関しては、自治体で異なる場合がある。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報し適切な援助を求める。(下記、警察と連携した「いじめ問題」への対応参照)

(4) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する場合がある。

《札幌市の電話相談窓口》 子どもが一人で悩みを抱え込まないように、相談機関を子どもに周知する。

- ◇ 札幌市教育センター相談室 671-3210
- ◇ いじめ電話相談(市教委) 0120-127-830 (フリーダイヤル)
- ◇ 全国統一の教育相談ダイヤル 0570-078-310 (ナビダイヤル・24時間)
- ◇ 少年相談110番(道警本部) 0120-677-110 (フリーダイヤル)
- ◇ 札幌市子どもの権利救済機関 211-3783 (大人用相談専用電話)
- ◇ 子どもアシストセンター 0120-66-3783 (子ども専用フリーダイヤル)
- ◇ 興正こども家庭支援センター 765-1000 (相談電話・24時間)
- ◇ 羊ヶ丘児童家庭支援センター 854-2415 (YOU・勇・コール・24時間)
- ◇ 札幌南子ども家庭支援センター 591-2200 (24時間)
- ◇ 札幌乳児院児童家庭支援センター 879-6264 (24時間)
- ◇ 子ども人権110番(札幌法務局) 0120-007-110 (フリーダイヤル)
- ◇ チャイルドラインさっぽろ 0120-99-7777 (フリーダイヤル)

9. 児童及び保護者、地域等への説明

- (1) 入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- (3) 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

10. 学校の取組の評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- (2) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

11. 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

いじめに対する組織的対応の流れ

気になる情報（日常の観察・アンケート・訴え・聞いた・気づいた）

- ・「いじめ発見のチェックポイント(い-資料1)」
- ・「教師の指導行動を振り返るポイント(い-資料2)」のチェック欄実施
- ・全校いじめアンケートの実施と結果分析
- ・遅刻や欠席蓄積数の確認
- ・養護教諭からの情報整理(けが、保健室来室記録)
- ・生活指導記録、保護者や地域情報の報告記録

- 教師の独断で判断しない。
「これは遊びの範疇では・・・」
- いじめは「見えにくいもの」という認識を常にもつ。

情報を得た職員 ⇒ 担任 ・ 学年主任

教頭 ・ 担任外へ報告

- 個人的な解釈や判断は絶対にしない。
- 簡単な報告書(日時・場所・内容・被害者と加害者名)

チーム対応の有無について相談 ・ 学校いじめ防止対策委員会の開催

管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーター、指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者

事実関係の把握と情報収集

- ・深刻なケースと判断される時は、遅くとも2日目までに正確な事実関係の把握と情報収集(加害者、被害者からの聞き取り)も同時に進行できるよう尽力する。

チームを中心とした対応

事実関係の正確な把握⇒ 指導方針と体制の決定

必要に応じ、調査班と対応班の2つを編成

いじめ解消に向けた指導と対応

適宜連絡

報告・情報共有

必要に応じ、報告・支援

保護者

職員会議

教育
委員会

※7日以上たっても解決が見られないときは、再度、対策会議を行い、チーム対応策を再検討する。

いじめの解消

- ・いじめについて緊急の対処を終了したことの確認と宣言を校長が行う。

継続指導と経過観察

再発防止 ・ 未然防止活動

(注) ※ 前項の例は対応の基本であり、事案の状況に応じてできるだけ迅速かつ柔軟に、適切に対応する。

《学校だけで解決が困難な事例》

- 警察(少年サポートセンター)
※暴力・恐喝等犯罪行為があった時
- 他関係機関
(こども家庭センター・福祉事務所)

連絡・相談・支援

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ~いじめに対する措置~

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
該当し得る犯罪	具体例

<p>自殺関与 (刑法第202条)</p>	<p>○同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>
<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)</p>	<p>○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</p>
<p>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</p>	<p>○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
<p>○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。</p>	<p>○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。</p>

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□小野幌小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の、教頭です。また、担当者他、担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。

□学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先011-898-0552

[参考]『学校いじめ防止基本方針』

URL <https://www.konopporo-e.sapporo-c.ed.jp/>

